

## ひとり親家庭医療費助成事業とは

ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を目的とするものです。

### 《助成内容》

十島村に住所を有するひとり親家庭等の方が、医療機関に支払った医療費について、給付申請をすると助成が受けられる制度です。

### 《対象者》

ひとり親家庭等の方とは、母子・父子家庭の児童及び父母、ならびに父母のいない児童のことです。

児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。障害のある児童は20歳未満までが対象となります。

上記に該当する場合でも児童扶養手当の一部支給制限限度額以上の所得がある場合はひとり親家庭等医療費助成事業の対象にはなりません。

### 適用除外

- ・ 心身障害者の医療費助成を利用できる方
- ・ 生活保護を受けている方
- ・ 児童福祉施設等に入所している方
- ・ 里親に委託されている方

お問合せ先：十島村役場住民課  
099 - 222 - 2101